

発行：川崎市総合企画局政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 TEL：044(200)3708/FAX：044(200)3800

E-mail：20ziti@city.kawasaki.jp URL：http://www.city.kawasaki.jp/20/20bunken/home/site/jichi/index.htm



様々な意見が寄せられました。



小島副委員長を中心に議論のまとめがされました

傍聴が可能ですので、関心のある方はお越しください。

一月二七日(水)一八時～
一月二五日(木)一八時三〇分～

於 高津区役所第一会議室
於 高津区役所第一会議室

平成一五年一月二二日(水)に自治基本条例検討委員会の第二回委員会が高津区役所保健福祉センター保健ホールで開催されました。自治基本条例について、委員の様々な意見を出しあうために、ポストイットを使い、模造紙にまとめていく方式を採用しました。

多くの意見が出され、時間が足りないといった声も出ましたが、ファシリテーターを務めた小島副委員長が司会と意見の集約を行い、ポイントは的確にまとめられたように思います。

意見の概要は下の図にまとめていますが、条例の作り方、その性格・位置づけなど総論的な議論とあわせて、条例に盛り込むべき内容など具体的な意見も出されました。

今後、委員から出された個別の論点について検討を進めていきますが、今回はテーマを自治体についてとして、さらに議論を深めていくこととなりました。

第二回自治基本条例検討委員会が開催されました

～自治基本条例について自由な討論が行われました～

【基本・総論】

□条例のつくり方・ポイント

- ・平易な文章で市民に理解しやすい条例
- ・条例策定によるコスト増加も検討

□自治体って何？

自治の基本

- ・市民が主役
- ・夢を持てる、住むことに誇りが持てる
- ・市の独自性

□条例の性格と位置づけは？

- 自治体の憲法
- 理念条例
- 行政運営の条例

自治するまち・川崎

- ・自治分権の確保
- ・条例の効果の明確化
- ・市民の権利と義務
- ・人間と自然環境の共生

□憲法・法律

- ・法律との関係性
- ・憲法、法律へのフィードバック

□総合計画

- ・総合計画との整合性

【盛り込むべき内容】

□行政の役割・責任とは？

- ・行政の役割と責任

□市民・住民？・NPO

- ・住民と市民
- ・市民活動の活性化
- ・自立市民を育てる

□市民と行政の協働

- ・パートナーシップのあり方
- ・政策決定、事業、計画への参加

□議会・市民・行政

- ・議会と市民、行政と市民の関係

□区って何？

- ・区の役割、権限
- ・各区の特性を重んじる
- ・区で解決できる仕組みづくり

□自治とコミュニティ

- ・小さな単位での自治、新たなコミュニティ創造
- ・町内会との関係の整理

□評価

- ・情報公開・情報共有化

□情報公開

- ・情報公開・情報共有化

□住民投票

- ・住民投票制度との関係

□条例の実効性を高める



立派な《自治の木》
に育てよう！

□条例ができてから…

- ・実効性のあるもの
- ・効果の検証
- ・条例のフォロー、育てる

□まちの課題を解決するために

- ・子どもに未来を託す
- ・危機管理、安全なまちづくり
- ・人と動物の共生
- ・地域住民同士の交流の緊密化
- ・学校教育

新総合計画の策定に向けて

自治基本条例の検討作業と並行して、新しい総合計画の策定作業が進められています。

検討に当たっては、一〇人の学識者からなる総合計画策定検討委員会、公募の市民の方々から構成される総合計画市民会議を設置するとともに、節目節目に電子会議室、タウンミーティングなどといった機会を設け、様々な意見をお伺いしていくこととしています。

今回の総合計画は、右肩上がりの経済成長が終焉し、国、地方を通じて極めて厳しい財政状況に直面しており、人口増がストップし、長期人口減少過程に入ることから、少子高齢社会にふさわしい体制を整える必要があることを背景に、現在進めている行財政改革の徹底、市民が生き生きと活動し、互いに支えあいながら地域社会の主役として、地域の課題を解決していく仕組みづくり、市民生活を守り発展させるための本市経済の再生、自治体としての、また、地域社会や市民としての誇りの表現を策定に向けた大きなポイントとします。そして、活力とるおいのある市民都市・川崎をめざして、川崎に暮らす方々の安全で安心な生活を守り、いきいきとした明るいまちづくりを着実に進めていくために、川崎のめざすべき将来像をしっかりと見定め、それに向けた道筋や手立てを、新しい発想で築き、示していくものとなります。

自治基本条例と総合計画の関係については、自治基本条例は地域社会における課題解決のための基本的な考え方や仕組みが、総合計画は課題解決のための具体的施策・仕組みづくりが中心になると考えられます。

今年度末の中間報告の公表、平成一六年七月の計画素案公表に向けて、自治基本条例の委員会と調整をしながら、検討作業を進めていくこととなります。

このように、総合計画は、自治基本条例と密接に係るものであり、かわさき自治二ユーエスにおいても、今後、内容をこ紹介させていただきます。



区行政改革検討委員会を設置

一月に区行政改革検討委員会が設置されました。この委員会は、次の委員から構成され、川崎市の自治制度について検討を進める委員会のうち、分権時代にふさわしい区行政のあり方について検討を行うものです。

- | | | |
|------|-------|----------------------|
| 委員長 | 辻 琢也 | 政策研究大学院大学教授 |
| 副委員長 | 岩崎恭典 | 四日市大学総合政策学部教授 |
| | 野口貴公美 | 法政大学社会学部助教授 |
| | 佐藤順子 | 女子栄養大学講師、高津区区政推進会議委員 |

具体的には、市民の関心が高い身近なまちづくりの課題等について事業局と区役所の的確な役割分担について地域の課題を解決していく仕組みや、将来的な地方自治の改正など地方自治制度の大きな変容を踏まえた区行政改革の方向などについて検討を行うこととしており、節目節目で情報提供を行っていきます。



住民投票制度検討委員会を設置

一月に住民投票制度検討委員会が設置されました。平成一四年度に川崎市住民投票制度研究準備会として、様々な意見を伺った学識者の方々とともに、行政法に詳しい弁護士石津先生にも委員に就任いただいています。委員の構成は次のとおりです。

- | | | |
|------|------|--------------|
| 委員長 | 寄本勝美 | 早稲田大学教授 |
| 副委員長 | 金井利之 | 東京大学助教授 |
| | 石津廣司 | 弁護士 |
| | 野口暢子 | 地方自治総合研究所研究員 |

今後、住民投票の対象事項、投票の結果と長の裁量権の関係、住民投票の発議主体、投票できる者の範囲などの課題について整理していくこととしており、節目節目に情報提供を行っていきます。

自治キーワード

住民投票制度 ～その1～

現行地方自治制度は、住民の直接選挙による市長と議員が住民を代表して市政を運営する代表民主制を採用していますが、それぞれが住民の意思を的確に把握し、市政に反映させていくことは、団体自治と住民自治を車の両輪として運営されている地方自治にとって非常に重要なことです。

最近、自治体にとって重要な課題について住民の意思を確認するために住民投票を実施する事例が増えています。全国で議論されている市町村合併に関しては法律に規定がありますが、それ以外の問題、たとえば新潟県巻町で行われた原子力発電所についての住民投票や岐阜県御嵩町で行われた産業廃棄物処分場についての住民投票は、各自治体が条例を制定し、それに基づいて実施されています。このように条例を制定して住民投票を実施する事例が増加しており、2001年1月から2003年3月までに60件近い条例が制定されているとの報告があります。

一口に住民投票の条例とはいっても、問題が生ずるたびに、首長や議員からの条例提案により、又は住民の直接請求によるいわゆる「個別課題型」の条例、そして、あらかじめ条例を制定しておき、何か問題が生じたときにその条例を適用して住民投票を行ういわゆる「常設型」の条例があります。前者は多くの事例がありますが、後者の条例を制定しているのは広島市や愛知県高浜市など、まだ数例に止まっています。(つづく)

事務局から 川崎市における市民自治の拡充について検討を行う四つの委員会が立ち上がりました。今後、定期的に行われていく会議の検討経過について、自治基本条例検討委員会を中心にお知らせしていきます。